



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の平均寿命[※]は、医療技術の飛躍的な進歩や生活環境・衛生状態の改善、栄養状態の向上などにより、世界的にも高い水準で推移しています。これにより、多くの人々が長寿を享受できるようになりました。しかし、その一方で、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加や、急速に進行する高齢化に伴って、寝たきりや認知症といった長期的な要介護状態に陥る人が増加しており、これが医療・介護の需要を大きく押し上げています。その結果、医療費や介護費などの社会保障費は年々膨らみ、持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題となっています。

加えて、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、独居高齢者・単身世帯の増加、非正規雇用の拡大、働き方の多様化といった社会構造の変化も進行しています。さらに、近年では、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーション(DX)[※]が加速しており、情報格差(デジタルデバイド)や新たなコミュニケーション様式への対応も重要な課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て、社会全体が新興感染症への備えや、新しい生活様式への適応を求められるようになりました。さらに、現代社会における過度なストレスや孤立感、労働環境の不安定さなどが要因となり、メンタルヘルスの問題も深刻化しています。うつ病や不安障害、自殺リスクの増加などが懸念されており、心の健康を守る取組の重要性もかつてないほど高まっています。

このような多様で複合的な課題に対応していくためには、国民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域社会全体で支え合う体制の構築や、医療・福祉・教育・労働などの多分野が連携した包括的な政策が求められます。健康寿命[※]の延伸と、すべての人が安心して暮らせる持続可能な社会の実現に向けた取組が、今後ますます重要になっています。

これらを踏まえ、国では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、令和6年度(2024)から令和17年度(2035)までを計画期間とする「健康日本21(第三次)」を策定しています。

埼玉県においては、「健康日本21(第三次)」に基づき、令和6年度(2024)に健康増進計画や食育[※]推進計画、歯科口腔保健等を統合した「第8次地域保健医療計画」を策定し、包括的な健康政策を進めています。

本市は、本庄市健康づくり推進総合計画(以下「本計画」という。)を令和3年(2021)3月に第2期本計画として策定し、基本理念を「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」とし、基本目標を「健康寿命の延伸と生活の質の向上」として推進してまいりました。

このたび、第2期本計画が令和7年度(2025)に最終年度となることから、新たに令和8年度(2026)を始期とする第3期本計画を策定するものです。

社会が多様化し個人の健康課題も多様化しており、国の「健康日本21(第三次)」が掲げている「誰一人取り残さない健康づくり」を推進するとともに、生活習慣の改善を含めたさらなる個人の健康状態の改善を促すため「より実効性をもつ取組」の推進が必要です。

そのため、基本目標を6つに細分化し、さらなる実効性をもつ計画となることを目的とし、基本理念である「みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現を推進してまいります。

また、第3期本計画の名称を市民にとって、より身近で実効性のある計画となり、親しみやすい計画の名称となるよう「健康ほんじょう21(第3期本庄市健康づくり推進総合計画)」とします。

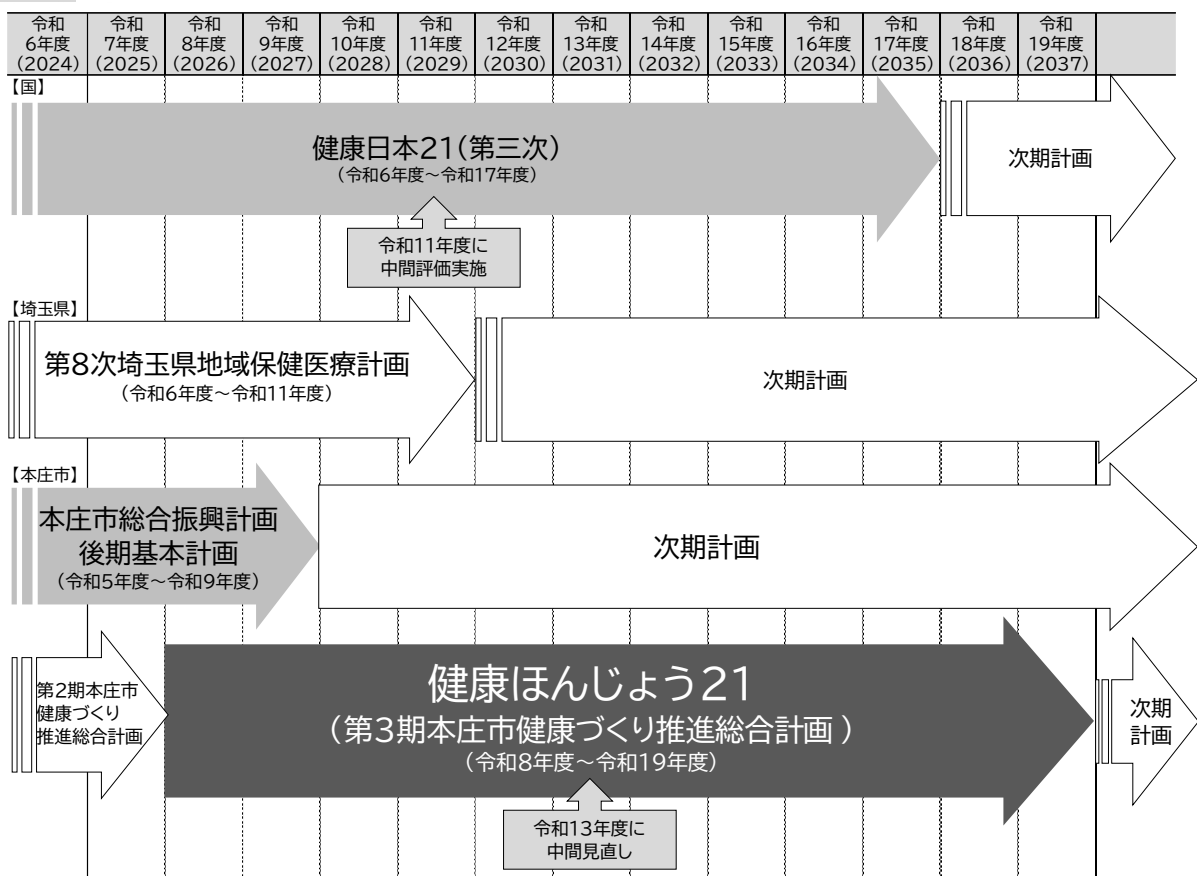
第2節 計画期間

第3期本計画期間については、市町村健康増進計画を国の健康日本21(第三次)と県の健康増進計画を含む埼玉県地域保健医療計画を勘案し、市町村は策定することとなっており、主に国との整合性を図るため、令和8年度(2026)から令和19年度(2037)までの12年間とします。

なお、国は令和11年度(2029)に中間評価を、県は最終年度としており、第3期本計画は、国の中間評価等との整合性を図るため、令和13年度(2031)に中間見直しを実施し、その評価・分析に応じた、見直しを行います。

また、計画策定後に生じた社会情勢や新たな健康問題等が発生し、計画の見直しが必要となった場合は、本庄市健康づくり推進協議会の審議を経て、随時見直しを行います。

計画期間

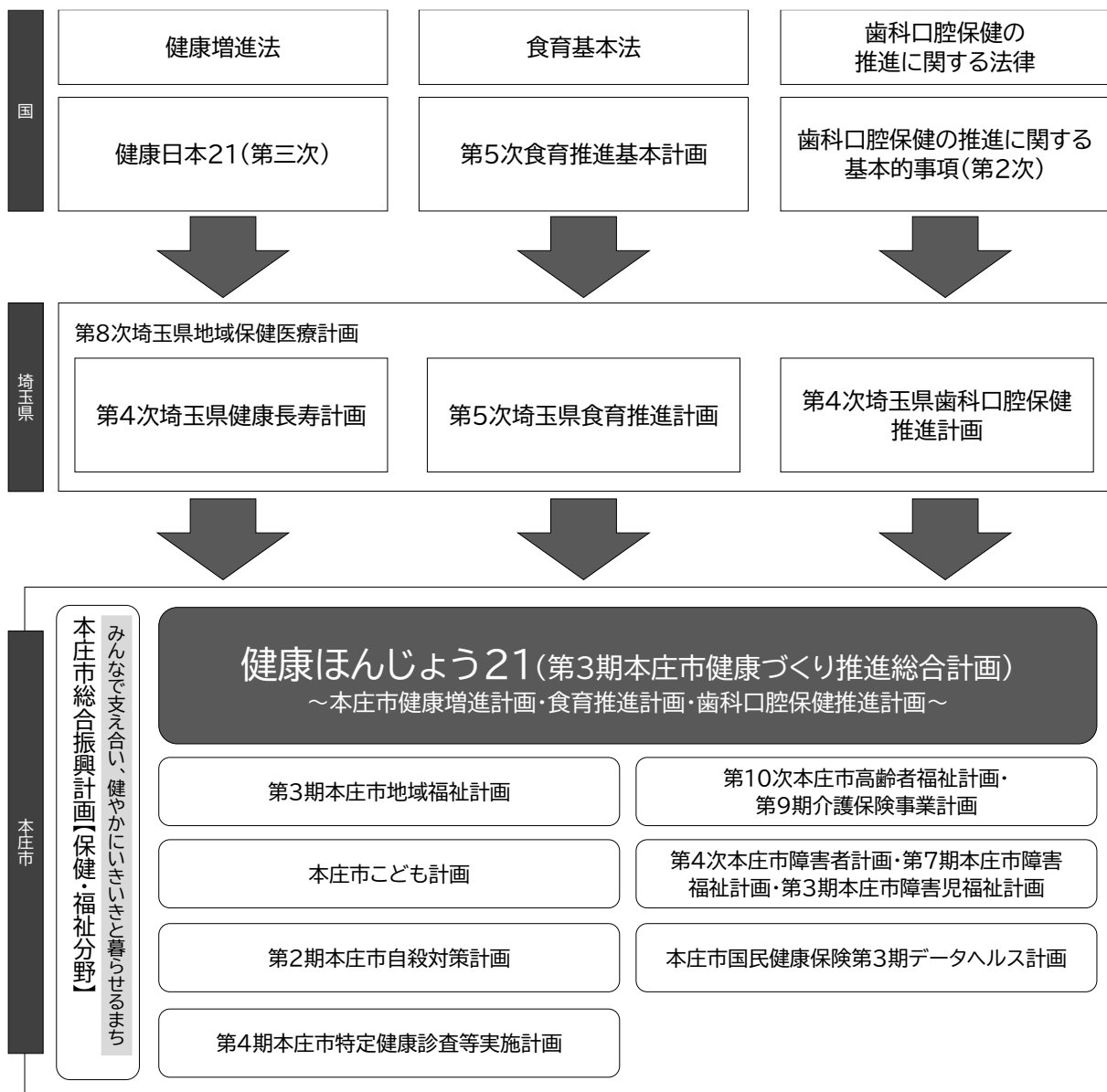


第3節 計画の位置づけ

「健康ほんじょう21(第3期本庄市健康づくり推進総合計画)」は、市政の基本方針となる「本庄市総合振興計画」を上位計画とし、健康づくりの推進にかかる分野を具体化したもので、以下のとおり、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」の3つの計画を包含しています。

- 「健康増進計画」:健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画
- 「食育推進計画」:食育基本法第18条に基づく市町村の食育推進計画
- 「歯科口腔保健推進計画」:歯科口腔保健の推進に関する法律、本庄市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づいた計画

計画の位置づけ



※各計画の期数等は、令和8年度時点での期数を表しています。

第4節 健康づくりと持続可能な開発目標(SDGs)

国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改訂版(令和元年(2019)12月20日)」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み、それを皆で支え合うことを目指す本市の健康づくりと一致するものです。第3期本計画においては、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、健康なまちづくりを推進します。

第3期本計画に該当するSDGsの目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 飢餓をゼロに

2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



11 住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



17 パートナリシップで目標を達成しよう

17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第5節 計画の策定体制

(1)本庄市健康づくり推進総合計画審議会での審議

第3期本計画の策定にあたり、保健医療分野や学識経験者、地域団体の方、市民などからなる本庄市健康づくり推進総合計画審議会を開催し、計画内容の審議を行いました。

(2)庁内検討委員会での検討

関係所管課で構成する「庁内検討委員会」を設置し、計画基本方針、計画素案の検討、基本目標等の設定など、計画内容の調整と検討にあたりました。

(3)アンケート調査の実施

健康づくりに関するアンケート調査を、令和6年(2024年)度に、20歳以上の市民3,000人、小・中学生1,232人、就学前児童の保護者470人をそれぞれ対象に実施しました。

(4)関係団体ヒアリング調査の実施

健康づくりに関する事業を実施している25団体に対し、令和7年(2025年)度に、ヒアリング票を送付し、調査を実施しました。

(5)パブリックコメントの実施

令和7年(2025)10月～11月にパブリックコメントを実施し、計画案に対して、幅広く市民からのご意見を募集しました。

